

韓国における企業改革に関する主要策

	財閥破綻状況	企業リストラ策	関連する構造改革 (金融改革、労働改革、 資本勘定の自由化など)
↑ 危機発生 ↓	1997 年		・金融機関預金の全額保証 ・KAMCO による不良債権買取開始 ・総合金融会社の閉鎖
↑ 構造改革の枠組み確立 ↓	1998 年	・企業リストラ 5 原則導入 ①中核企業選定（事業交換等） ②財務改善（負債比率引下げ） ③系列間の相互保証解消 ④透明性向上 ⑤ガバナンス強化 ・ワークアウト導入（6 位以下財閥対象） ・整理対象企業 55 社の発表	・第一、ソウル銀行国有化 ・「労使政委員会」の発足、整理解雇制の導入（労働市場の柔軟化） ・外国人株式投資制限撤廃（外資への売却促進） ・第 1 次金融再編計画（公的資本投入） ・投資信託等に対する社債等の保有上限規制の導入
↑ 構造改革の枠組みの強化 ↓	1999 年	・企業リストラに 3 原則追加 ①産業・金融資本分離 ②循環出資・不正内部取引抑制 ③変則相続の遮断 ・大宇グループワークアウト入り	・財閥の出資総額規制の再導入を決定 ・不良債権の定義厳格化（FLC 導入）
	2000 年	・現代グループ経営難が表面化（グループ解体） ・整理対象企業 52 社の発表	・第 2 次金融再編計画（追加的な公的資本投入） ・商業銀行 5 行の追加的国有化
	2001 年	・ハイニックス（旧現代電子）の経営難 ・企業構造調整促進法制定（ワークアウトの強化）	・ペイオフ解禁 ・「常時信用リスク評価システム」の開始
	2002 年	・累計約 200 社が整理対象	・国有化銀行株の売却促進